

令和元年分 所得税等 確定申告のご案内

所得税・消費税(個人事業者)・贈与税の
確定申告相談会場

九州電力株式会社 大分支社
(金池町二丁目)

駐車場はありませんので、公共交通機関を
ご利用ください。

※税務署内には確定申告相談会場は開設していません。

※確定申告に関するお問い合わせは、会場の九州電力株式会社大分支社ではなく大分税務署へお願いします。

南九州税理士会大分支部による相談

期間・時間：2月12日(水)～14日(金)
午前9時～午後3時

大分税務署による相談

期間・時間：2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後4時

〈土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日(月)、3月1日(日)は通常通り開設〉

自宅などで確定申告ができます

パソコンやスマートフォンを使って、e-Tax(電子申告)によるデータ送信または印刷して郵送する方法で確定申告ができます。e-Taxでの申告には、次の方法があります。

●マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとICカードリーダーライター(マイナンバーカードに対応したスマートフォンでも可能)が必要です。

●ID・パスワード方式
事前に税務署にて本人確認(運転免許証など本人確認書類を持参)を行った後に発行されるID・パスワードが必要です。

※詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

確定申告書を郵送する場合

大分税務署(〒870-8616 中島西一丁目1-32)へ。收受日付印が必要な人は、申告書の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※確定申告の用紙は、税務署、市役所(市民税課、各支所窓口)などに用意しています。国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からでもダウンロードできます。

☎ 大分税務署 ☎532-4171(自動音声案内→0)

申告相談は期間内に



受付時間：午前9時～午後4時

会場	期間
市役所第2庁舎6階 大研修室	2月3日(月)～3月16日(月)*
鶴崎市民行政センター	2月17日(月)～20日(木)
植田市民行政センター	3月2日(月)～6日(金)
大南市民センター	2月12日(水)～14日(金)
佐賀関公民館	
大在市民センター	2月19日(水)～21日(金)
坂ノ市市民センター	2月26日(水)～28日(金)
野津原市民センター	2月25日(火)～27日(木)
明野支所2階 大会議室	2月3日(月)～7日(金)

★市役所第2庁舎6階大研修室は午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は受け付けていません。)

※相談者多数の場合、受付人数を制限させていただくことがあります。

※上記会場では、期間外の申告相談は行っていません。また、確定申告書の收受印は押印できません。

申告書の提出先

前年実績などを基に申告が必要と思われる人には、1月下旬に「令和2年度分市民税・県民税申告書」を送付します。申告書は、下記の提出先にも用意しています。申告相談が必要でない人は、下記窓口に持参するか、郵送で申告してください。

- 市民税課(市役所第2庁舎3階)
 - 各支所(鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所)
- ※郵送する場合は、市民税課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。(添付書類を返却希望される人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)

令和2年度の市民税・県民税の主な税制改正

1. ふるさと納税制度の見直し

令和元年6月1日以降に総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村へ寄附を行った場合、ふるさと納税(市民税・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となりません。

2. 住宅ローン控除の期間延長

消費税率10%が適用される住宅の取得などをし、令和元年10月1日～令和2年12月31日の間に居住の用に供した場合、住宅ローン控除の適用期間が3年間延長されます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 市民税課 ☎537-5729 ☎537-5730

申告が必要な人



▶ 令和2年1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人
【令和元年(平成31年)中に収入があった人のうち】

- 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑(公的年金等以外)などの収入があった人で、所得税がかからない人
- 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする人
- 給与支払報告書が市に提出されていない人
- 給与、公的年金等の収入があった人で、これ以外の収入があった人
※税務署への確定申告の必要がない20万円以下の所得でも市民税・県民税の申告は必要です。

【令和元年(平成31年)中に収入がなかった人のうち】

- 親族の確定申告書、給与支払報告書(年末調整)などで扶養控除の対象になっていない人
- 市外に住む親族の扶養控除の対象になっている人
- 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者
※税務署への確定申告で配偶者を同一生計配偶者として申告している場合などは不要です。

▶ 令和2年1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

申告に必要なもの

- ☐ 令和2年度分市民税・県民税申告書
- ☐ 申告者の番号確認書類：マイナンバーカード、通知カードなど
- ☐ 申告者の本人確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証など
※マイナンバーカードをお持ちの人は、番号確認と本人確認が1枚でできます。
- ☐ 印鑑(朱肉を使うもの)
- ☐ 所得の計算に必要なもの
(令和元年(平成31年)中の収入、事業経費に係るものに限りです。)

- 給与所得者、年金受給者…源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など
- 営業等、農業、不動産所得のある人…収入、必要経費が分かる帳簿や書類など

- ☐ 所得控除、税額控除の計算に必要なもの
(令和元年(平成31年)中に支払ったものに限りです。)
- 雑損控除…罹災証明書、災害などに関連して支出をしたことが分かる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書など
- 医療費控除…①医療費の明細書、保険金などで補てんされた金額の証明書
②スイッチOTC医薬品購入費の明細書および健康診査などの取り組みを行った証明など
※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。
- 社会保険料控除…国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことが分かる領収書や証明書など
- 障害者控除…令和元年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳など(コピーも可)
- 生命保険料控除…生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書
- 地震保険料控除…地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書
- 寄附金税額控除…都道府県や市区町村などが発行するふるさと納税などの領収書または寄附金受領証明書など



申告期間

2/3
(月)

3/16
(月)

申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うための手続きです。また、国民健康保険税、介護保険料などの算定資料となるほか、各種証明書を発行する際の資料となります。申告書の提出期限間近になると窓口が大変混雑しますので、早めの提出をお願いします。